3　弁済方法

⑴　第１回弁済

別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、元本等の金額（前記１の免除前の金額とし、外貨建債権については外貨での金額とする。以下、本節において同じ。）に0.8％を乗じた金額を、第１回弁済日において、弁済する。

⑵　第２回弁済

別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、元本等の金額に第２回弁済率を乗じた金額から第２回弁済日までの既払額を控除した金額を、第２回弁済日において、弁済する。

なお、管財人は、第２回弁済基準日前においても、裁判所の許可を得て、任意の日を基準日とし（以下「繰上弁済基準日」という。）、繰上弁済基準日から１か月以内に繰上弁済を実施できる。この場合、繰上弁済における弁済額は、繰上弁済基準日を第２回弁済基準日と読み替えて、第２回弁済の規定を準用する。ただし、管財人は、繰上弁済を実施したとしても、第２回弁済日が到来したときは、第２回弁済を実施しなければならない。

⑶　第３回弁済

別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、元本等の金額に第３回弁済率を乗じた金額から第３回弁済日までの既払額を控除した金額を、第３回弁済日において、弁済する。

⑷　条件付債権等の特則

前記⑴及び⑵にかかわらず、条件付債権等については、前記⑴又は⑵による弁済額を、それぞれの規定による弁済日と免除を受けた日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日に弁済する。

第４節　弁済に関するその他の事項

第１　弁済の場所及び弁済費用の負担

本更生計画による弁済は、租税等の請求権を除き、弁済時における更生会社の本店において行う。ただし、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは、更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。

弁済日が金融機関の非営業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

租税等の請求権は、徴収する権限を有する者の指定する方法及び場所で納付する。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下げがあったときは、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下げ後の債権額を基準として適用する。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定の日である平成24年７月23日の翌日以降に更生債権又は更生担保権の一部の譲渡又は移転（以下「譲渡等」という。）があった場合、新旧権利者は、譲渡等後の債権額（ただし、開始後の利息・損害金を除く。）に応じて、譲渡等前の債権額を基準に算定される免除額を按分負担し、譲渡等後の各弁済額を按分取得する。

第４　端数処理

更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出に当たっては、債務免除額につき各通貨の以下の単位額未満の端数は切り捨て、弁済額につき単位額未満の端数は切り上げる。

通　　貨	単　位　額
円	１円
米ドル	0.01米ドル
ユーロ	0.01ユーロ
ポンド	0.01ポンド
オーストラリアドル	0.01オーストラリアドル
シンガポールドル	0.01シンガポールドル

第５　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するに当たり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第６　損害金等

本更生計画の定めによる弁済には、利息・損害金等を付さない。

第５節　免責

更生計画認可決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

⑴　本更生計画の定め又は会社更生法の規定によって認められた権利

⑵　更生手続開始後に更生会社の使用人であった者で、更生計画認可決定の後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

注３　平成25年５月31日時点の為替レート（後記１⑵イ参照。）によって円貨に換算した金額。なお、元本等が額未定の確定一般更生債権については、金額が確定したとしても比較的少額であるので、本文の弁済率の試算からは除外しているため、元本等が額未定の確定一般更生債権の金額が確定した場合、弁済率は若干変動する。

注４　未確定更生債権等が全て不存在で確定する等した場合。

注５　未確定更生債権等が全て存在で確定する等した場合。

注６　小数点第６位以下を切り捨てる。第３回弁済の弁済率も同じ。

注７　当該時点における確定一般更生債権の元本等の総額、未確定更生債権等のうち当該時点においても未確定のままの金額、及び当該時点において処分未了の売却対象船舶に対応する確定更生担保権の金額の合計額。

注８　未確定更生債権等を有する債権者を除く。

第４章　共益債権等の弁済

第１節　更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成24年７月24日）から平成25年５月31日までに支払った共益債権等

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成24年７月24日）から平成25年５月31日までに支払った共益債権は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表　平成25年５月31日現在」の「支払実績」欄記載のとおり、総額28,933,976,952円である。

また、更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成24年７月24日）から平成25年５月31日までに裁判所の許可を得て支払った少額債権は、31件総額61,931,866円である。

第２節　更生会社の平成25年５月31日現在の未払共益債権

更生会社における平成25年５月31日現在の未払共益債権は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表　平成25年５月31日現在」の「未払残高」欄記載のとおり、総額1,622,136,184円である。

第３節　未払共益債権及び平成25年６月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権

未払共益債権及び平成25年６月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現預金、収益金その他をもって随時支払う。

第５章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

別表15「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。）は、会社更生法151条１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、その確定手続が終了していないものである。

第２　未確定一般更生債権

別表16「未確定更生債権一覧表」記載の一般更生債権（以下「未確定一般更生債権」といい、未確定更生担保権